

申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書				管理番号			
受付印	令和 年 月 日	※処理事項	発 信 年 月 日		通知書	入力済	整理簿
			通信日付印	確 認			
大阪府 府税事務所長殿							
所在地及び電話番号		(電話)					
(ふ り が な) 法人名及び法人番号		(法人番号)					
(ふ り が な) 代 表 者 氏 名							
経 理 責 任 者 氏 名							
資本金の額又は出資金の額		円					

法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出（道府県民税関係）	
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで の事業年度の所得に対する法人税の確定申告書から提出期限の延長について	
☐ 下記のとおり延長の処分があった ☐ 下記のとおり指定があった ☐ 下記のとおり指定に係る月数に変更された ☐ 指定が取り消された ☐ 下記のとおり延長又は指定があったものとみなされた	ので届け出ます。
記	
確定申告書の提出期限の延長期間	() 月間
指定を受けた月数	() 月間
変更後の指定に係る月数	() 月間

事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請	
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで の事業年度分の事業税及び特別法人事業税の確定申告書から提出期限の延長をし、又は指定、 指定の取消し若しくは指定に係る月数の変更を受けたいので申請します。	
1 確定申告書の提出期限の延長期間	
(1) 確定申告書の提出期限が延長されていない法人	
☐ 確定申告書の提出期限の延長をしたい場合（次に掲げる場合を除く。）1月間（通算法人は2月間）	
☐ 確定申告書の提出期限の延長及び指定を受けたい場合 () 月間	
(2) 確定申告書の提出期限が1月間（通算法人は2月間）延長されている法人	
☐ 指定を受けたい場合 () 月間	
(3) 指定を受けている法人	
☐ 指定の取消しを受け、確定申告書の提出期限の延長期間を1月間（通算法人は2月間）としたい場合	
取消し前 () 月間	
☐ 指定に係る月数の変更を受けたい場合	
変更前 () 月間	
変更後 () 月間	
2 各事業年度終了の日から2月以内（指定を受けようとする場合には、各事業年度終了の日から3月以内）に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない理由（通算法人にあつては、各事業年度終了の日から2月以内（指定を受けようとする場合には、各事業年度終了の日から4月以内）に当該各事業年度（他の通算法人の各事業年度を含む。）の決算についての定時総会が招集されない理由又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由）	
3 根拠条文	
☐ 法第72条の25第3項（注1）又は第5項（注2）	
☐ 法第72条の25第3項第1号（注1）又は第5項第1号（注2）	
☐ 法第72条の25第3項第2号（注1）又は第5項第2号（注2）	
☐ 地方税法施行令第24条の4第1項（同令第24条の4の3第1項において準用する場合を含む。）	
(注1) 法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。	
(注2) 法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含む。	
4 添付書類等	
☐ 定款等の写し	
☐ その他 ()	

通 算 親 法 人 の 本 店 所 在 地 及 び 電 話 番 号	(電話)
(ふ り が な) 通算親法人の名称及び法人番号	(法人番号)
関 与 税 理 士 署 名	(電話)

◎「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出（道府県民税関係）」及び「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」は、それぞれ届出又は申請の期限が異なるので留意してください。

※ この届出書・申請書は、大阪府内の主たる事務所等の所在地を担当する府税事務所に提出してください。

(R6.12)

第十三号の二様式（提出用）

申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書				管理番号			
受付印	令和 年 月 日	※処理事項	発 信 年 月 日		通知書	入力済	整理簿
			通信日付印	確 認			
大阪府 府税事務所長殿							
所在地及び電話番号		(電話)					
(ふ り が な) 法人名及び法人番号		(法人番号)					
(ふ り が な) 代 表 者 氏 名							
経 理 責 任 者 氏 名							
資本金の額又は出資金の額		円					

法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出（道府県民税関係）	
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで の事業年度の所得に対する法人税の確定申告書から提出期限の延長について	
☐ 下記のとおり延長の処分があった ☐ 下記のとおり指定があった ☐ 下記のとおり指定に係る月数に変更された ☐ 指定が取り消された ☐ 下記のとおり延長又は指定があったものとみなされた	ので届け出ます。
記	
確定申告書の提出期限の延長期間	() 月間
指定を受けた月数	() 月間
変更後の指定に係る月数	() 月間

事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請	
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで の事業年度分の事業税及び特別法人事業税の確定申告書から提出期限の延長をし、又は指定、 指定の取消し若しくは指定に係る月数の変更を受けたいので申請します。	
1 確定申告書の提出期限の延長期間	
(1) 確定申告書の提出期限が延長されていない法人	
☐ 確定申告書の提出期限の延長をしたい場合（次に掲げる場合を除く。）1月間（通算法人は2月間）	
☐ 確定申告書の提出期限の延長及び指定を受けたい場合 () 月間	
(2) 確定申告書の提出期限が1月間（通算法人は2月間）延長されている法人	
☐ 指定を受けたい場合 () 月間	
(3) 指定を受けている法人	
☐ 指定の取消しを受け、確定申告書の提出期限の延長期間を1月間（通算法人は2月間）としたい場合	
取消し前 () 月間	
☐ 指定に係る月数の変更を受けたい場合	
変更前 () 月間	
変更後 () 月間	
2 各事業年度終了の日から2月以内（指定を受けようとする場合には、各事業年度終了の日から3月以内）に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない理由（通算法人にあつては、各事業年度終了の日から2月以内（指定を受けようとする場合には、各事業年度終了の日から4月以内）に当該各事業年度（他の通算法人の各事業年度を含む。）の決算についての定時総会が招集されない理由又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由）	
3 根拠条文	
☐ 法第72条の25第3項（注1）又は第5項（注2）	
☐ 法第72条の25第3項第1号（注1）又は第5項第1号（注2）	
☐ 法第72条の25第3項第2号（注1）又は第5項第2号（注2）	
☐ 地方税法施行令第24条の4第1項（同令第24条の4の3第1項において準用する場合を含む。）	
(注1) 法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。	
(注2) 法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含む。	
4 添付書類等	
☐ 定款等の写し	
☐ その他 ()	

通 算 親 法 人 の 本 店 所 在 地 及 び 電 話 番 号	(電話)
(ふ り が な) 通算親法人の名称及び法人番号	(法人番号)
関 与 税 理 士 署 名	(電話)

◎「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出（道府県民税関係）」及び「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」は、それぞれ届出又は申請の期限が異なるので留意してください。

※ この届出書・申請書は、大阪府内の主たる事務所等の所在地を担当する府税事務所に提出してください。

(R6.12)